

2025年6月5日

学長室大学院課

博士論文要約公表申請について（ご連絡）

文部科学省令学位規則第9条により、博士学位を授与された者は授与日から1年以内に博士論文全文をインターネットの利用により公表するものと定められています。また、本学の学位規程第19条第1項及び第3項においても、授与日から1年以内に博士論文の全文を公表すると定めています。一方、学位規程第19条第2項には「やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる」としており、出版刊行が決定した場合や二重投稿を禁ずる学術誌へ投稿し掲載が決定した場合等は、それぞれ証憑を提示することで要約公表に変更することができる場合があります。

学長の承認を受けるべく要約公表を申請できる事由として、(1)立体形状による表現を含む等、(2)著作権保護、(3)個人情報保護等、(4)出版刊行、(5)多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載等の理由、(6)特許申請等、が該当します。

該当する事由が発生し要約公表を希望する場合は、以下の点を確認の上、申請してください。

- (1)立体形状による表現を含む等については、立体形状による表現部分以外に公表できる内容については公表することが求められる。
- (2)著作権保護等については、出典の明記、著作権者の許諾を得るなど、執筆時から適切な処理が求められる。該当部分以外に公表できる内容については公表することが求められる。
- (3)個人情報保護等については、固有名詞等のマスキングや記号化を用いる等、執筆段階からの対応が望ましい。
- (4)出版刊行については、出版契約書に相当する証憑の提出を必要とする。出版社と具体的な交渉段階にある場合は、相手方の連絡先・担当者等の情報、刊行の可否の決定時期の共有を必要とする。
- (5)多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載等については、掲載、投稿、審査期間等について具体的な証憑を必要とする。
- (6)特許申請等については、具体的な出願予定または審査中であることが確認できる証憑を必要とする。

いずれの事由においても証憑書類を添付してください。事由について具体的・客観的に状況が確認できるものであれば、証憑書類の形式は問いません。要約公表の期間については、原則、学位授与日から3年以内、申請時に全文公表済みの場合は、申請日から3年以内としてください。申請をご予定の場合は、事前に「博士論文要約公表申請書」をご確認上、証憑書類等をご準備ください。なお、期間終了後は、全文を公表します。

【申請方法】

1. 提出書類

以下の①②をご提出ください。

- ・パスワードの設定、印刷制限は行わないでください。

①博士論文要約公表申請書（PDF）

- ・ファイル名は次のとおりとする。

申請日氏名_研究科名_要約公表申請書.pdf

例) 20250929 関学太郎_経済学研究科_要約公表申請書.pdf

②証憑書類（PDF）

- ・ファイル名は次のとおりとする。

申請日氏名_研究科名_要約公表申請書.pdf

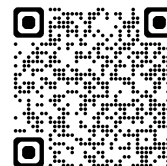
例) 20250929 関学太郎_経済学研究科_要約公表申請書_証憑.pdf

*①②のデータは手元にも保存しておいてください。

2. 提出先（提出先に誤りがないか、十分にご確認ください）

博士論文要約公表 申請書等提出先

<https://kwansei.app.box.com/f/eelc0036600f44899854c55c2517385d>



3. 提出後、以下より、提出した旨ご連絡ください。

博士論文要約公表連絡・問合せフォーム（学長室大学院課）：

<https://forms.office.com/r/JBXbfugUbg>

【提出期限】

全文公表の状況が未公表の場合は、原則、学位授与日以降6カ月以内に申請してください。

なお、全文公表済みの博士論文についても、出版刊行が決まった場合等は、要約公表への変更を受付けます（随時）。

【結果通知について】

「博士論文要約公表について（結果通知）」により、結果を報告します。

【博士論文要約データの提出について】

要約公表が認められた場合は、結果通知後1カ月以内に要約データを提出してください。

提出方法等は、結果通知と併せてご連絡いたします。

博士論文の要約公表に関するご質問は、各研究科事務室ではなく、学長室大学院課
(<https://forms.office.com/r/JBXbfugUbg>) に問い合わせください。

以上